



憲法を守ろう・市原市民連絡会 発足記念講演会

『憲法から日本を読む』

～小泉さんは日本をどこへ連れて行こうとしているのか～

講師 佐高 信 さん(さたかまこと 憲法行脚の会・経済評論家)

と き 12月11日(土) 13:00開場 13:30開演

ところ 市原市民会館小ホール 入場無料



本人は再びだまされてはならない」と語る佐高さん

「戦争を放棄し、平和国家を建設する」

理想を掲げた日本国憲法ができて60年になろうとしています。憲法は国民が制定し、国政にたずさわる権力者にこの憲法の定めるところに従い政治・職務を行うように命じたルールです。それなのに政治の状況はどうでしょう？ われわれ主権者の願うように動いているのでしょうか？ これにはわれわれが無関心で来たことも影響しているように思います。

そういう中で、冷戦終結後の「新しい」時代には「新しい」憲法を作ろうという動きが大きくなっています。しかしこれは、アメリカの戦争に、自衛隊だけでなく自治体も民間もこぞって巻き込まれる結果になるように思えます。

平和憲法をもつ日本なのに、アメリカに追従するしか道はないのでしょうか、軍事力に頼るしかないのでしょうか？

「戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認」の憲法第9条を簡単に捨て去ってよいのでしょうか？ われわれが主権者として考える問題だと思います。そのきっかけとしてこの講演会を企画しました。

みなさん、一緒に考えましょう！ ぜひご参加下さい！！

◆ 呼びかけ人(あいうえお順)

飯高 和子 (書道家)

大木 みつ子(医療法人社団博瞳会理事長)

齋藤 和夫 (大学講師)

中村 美彦 (市原地区労議長)

林 政子 (市原平和のつどい・代表)

松下 佳紀 (画家)

守川 幸男 (弁護士)

山川 建夫 (元フジTVアナウンサー)

主催 憲法を守ろう・市原市民連絡会

事務局 市原地区労内(TEL& FAX 0436-21-5473)

URL <http://homepage2.nifty.com/i-tikurou/>

佐高 信（さたか・まこと）

1945年、山形県生まれ。

慶應義塾大学法学部卒業後、高校教師、経済誌編集長を経て、評論家として活躍中。

憲法行脚の会代表、『週刊金曜日』編集委員

連載：「佐高信の政経外科」『サンデー毎日』

著書：『小泉純一郎を喰う 佐高信の政経外科IV』（毎日新聞社）

『許されざる者』（毎日新聞社）

『城山三郎の昭和』（角川書店）

『面々授受―市民・久野収の生き方』（岩波書店）

『佐高流経済学入門』（晶文社）

『佐高信の筆刀両断』（七森書館）

『逆命利君』（講談社）

『経済戦犯』（徳間書店）

編著：『日本国憲法の逆襲』（岩波書店）

共著：& 姜 尚中 『日本論』（毎日新聞社）

& 金子 勝 『誰が日本経済を腐らせたか』（毎日新聞社）

& 福島瑞穂 『?憲法大好き?宣言』（社会思想社）

& 魚住 昭 『だまされることの責任』（高文研2004）

は じ め に

伊丹万作は映画監督だった。そして「無法松の一生」の脚本を書いたりもしている。しかし、何よりもこの「戦争責任者の問題」という忘れられないエッセイを書いた人として記憶されるべきだろう。

敗戦直後に、日本人のほとんどが「だまされて」戦争に突入したと言い、自分の責任を溶解させようと思っていたころ、伊丹は「だまされたものは正しいとは、

古来いかなる辞書にも決して書いてはいない」と断定し、「だまされるということ自体がすでに一つの悪である」と主張した。

そして、「だまされていた」といって平気でいられる国民なら、おそらくは今後も何度でもだまされるだろう、と喝破したのである。

残念ながら、その後の日本は伊丹のこの指摘通りになった。

.....

平和国家

→ 解釈改憲

→ 普通国家

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信じる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 9 条

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

政府の戦力解釈

◆ 第9条は一切の戦争を放棄

吉田首相(46.06.26 衆院帝国憲法改正委)

戦争放棄に関する本条の規定は、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第9条第2項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります。満州事変然り、大東亜戦争亦然りであります。(中略)我が国に於ては如何なる名義を以てしても交戦権は先ず第一、自ら進んで放棄する、放棄することに依って全世界の平和の確立の基礎を成す、全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献する決意を、先ずこの憲法に於て表明したいと思うのであります。(拍手)

◆ 戦争放棄—文部省『あたらしい憲法のはなし』

(47.08)

…こんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍隊も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。…しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国より先に行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものではありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をごまかしてじぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。…

◆ 警察予備隊は軍隊ではない

吉田首相(50.07.30 参院本会議)

警察予備隊の目的は全く治安維持にある。…日本の治安をいかにして維持するかと言うところにその目的があるのであり、従ってそれは軍隊ではない。

◆ 保安隊は戦力ではない

吉田内閣統一見解(52.11.25 参院予算委)

一憲法第9条第2項は、侵略の目的たると自衛の目的たるとを問わず「戦力」の保持を禁止している。一右にいう「戦力」とは、近代戦争遂行に役立つ程度の装備、編成を備えるものをいう。

◆ 自衛のための必要最小限度であれば核兵器ももてる

岸首相(57.05.07 参院予算委)

名前が核兵器とつけば、すべて憲法違反だということは、私は、憲法の解釈論としては正しくない…攻撃を主たる目的とするような兵器は、たとえ原子力を用いないものであっても、…憲法で持てない…核兵器と名がつけばどんなものでもいけないと言われると、今後の発達を見なければいちがいに言えないのじゃないか…

◆ 戦力とは自衛のための必要最小限度を超える実力をいう

吉国内閣法制局長官(72.11.13 参院予算委)

戦力とは、広く考えますと戦う力ということでございます。そのような言葉の意味だけから申せば、一切の実力組織が戦力に当たるといってよいでございましょうが、憲法第9条第2項が保持を禁じている戦力は、右のようなことばの意味どおりの戦力のうちでも、自衛のための必要最小限度を超えるものでございます。それ以下の実力の保持は、同条項によって禁じられてはいないということでございまして、この見解は、年来政府のとっているところでございます。

◆ 現在の政府見解 芦部信喜『憲法』(岩波)

…自衛権は国家固有の権利として、憲法9条の下でも否定されていない。そして、自衛権を行使するための実力を保持することは憲法上許される。つまり、自衛のための必要最小限度の実力は、憲法で保持を禁じられている「戦力」にあたらぬ。

…他国に侵略的な脅威を与えるような攻撃的兵器は保持できない…[核兵器も]防衛的な小型のものであれば、保有することは憲法上可能である。しかし政策として非核三原則により保有しないこととしている…。(62-63頁)

→ 戦力と警察力との中間の「実力部隊」

自衛隊の海外出動

◆ 自衛隊の海外出動禁止決議 (54.06.02 参院)

本院は、自衛隊の創設に関し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。 右決議する。

◆ 集団的自衛権は行使できない (81.05 政府答弁書)

国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。我が国が国際法上、このような集団的自衛権を有していることは主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

◆ 武力行使を目的としない海外派遣は参議院決議に違反しない

海外出動は、武力行使を目的としない、つまり戦争に参加するのではない海外派遣と、武力行使を目的とする、戦争に参加するための海外派兵とに分かれる。参議院決議が禁止するのは後者である。

多国籍軍は武力行使を目的とする部隊なので、自衛隊は参加できない。

(1) 戦争終結後の地域への派遣

- ① 海上自衛隊掃海部隊を湾岸戦争後のペルシャ湾へ派遣
- ② 自衛隊を国際平和協力隊の構成員として国際連合平和維持活動(PKO)へ派遣
カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東チモールなど
- ③ 自衛隊を国際平和協力隊の構成員として人道的な国際救援活動へ派遣
ザイール(ルワンダ難民の救済)

(2) 戦争継続中だが、戦闘地域の後方への派遣

- ① アメリカのアフガン報復戦争の後方地域支援のため、給油艦・イージス艦などをインド洋へ派遣
- ② 周辺事態法に基づくアメリカ軍の後方地域支援のための派遣
- ③ 武力攻撃事態対処法の「武力攻撃予測事態」に対応するアメリカ軍の後方地域支援

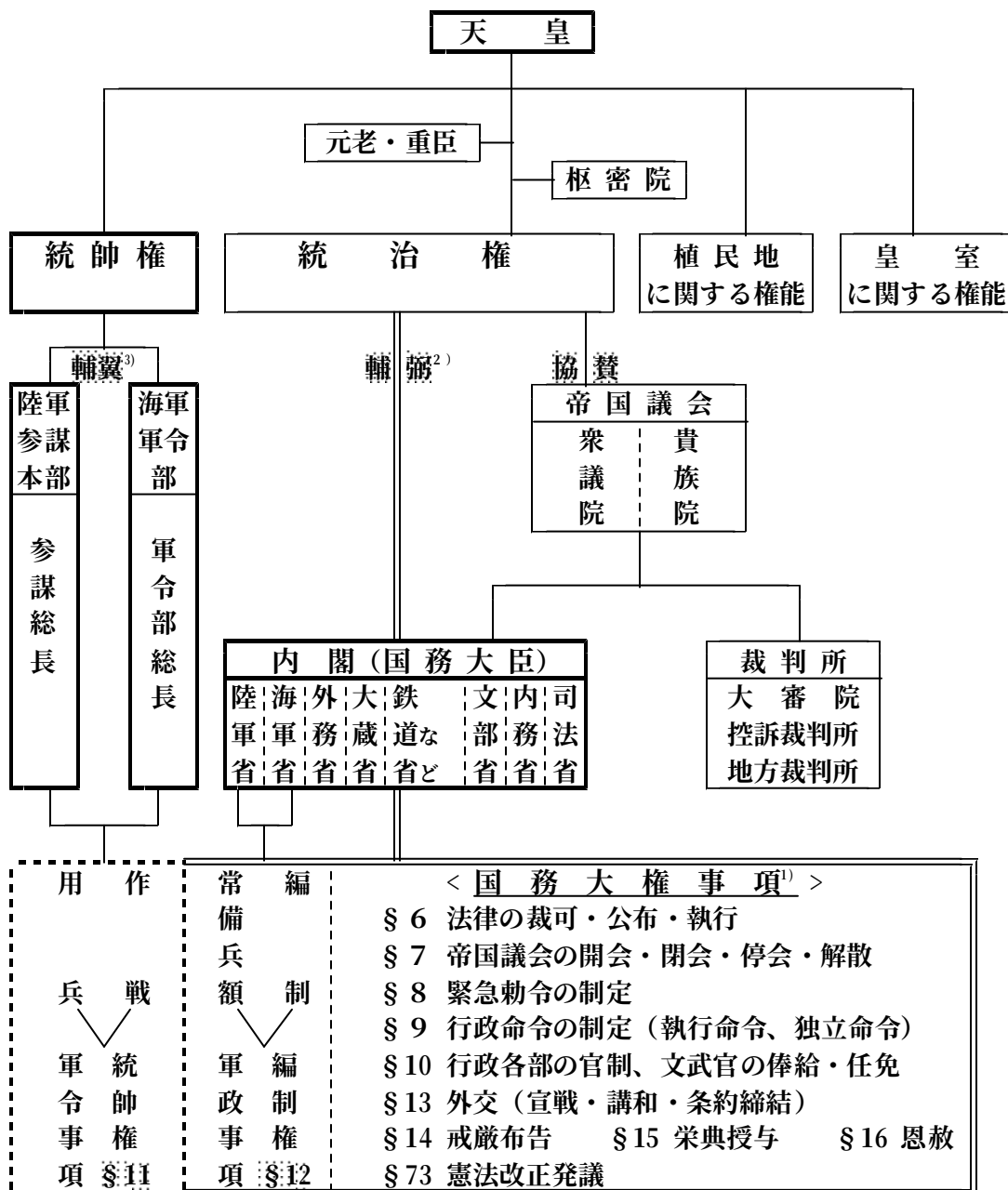
→ 政府、自衛隊だけでなく、民間、自治体も支援

(3) 戦闘地域の中の非戦闘地域への派遣 ○ イラクのサマワ地区への派遣

◆ イラク派遣多国籍軍は武力行使を目的とする軍隊だが、自衛隊の任務は人道復興支援であるから参加しても構わない。

■ 文民統制(シビリアン・コントロール)

(1) 統帥権の独立～明治憲法の統治機構～



1) 議会の議決を経ずに国务大臣の輔弼により行使できる天皇の権能

by SAITO

2) 天皇の国务大権の行使が適法妥当になされるように、国务大臣が助言し責任を負うこと。

3) 天皇の統帥大権の行使を部隊に伝達すること。天皇に代わって責任を負うわけではない(大江志乃夫見解)

(2) 現行憲法

軍隊を文民による民主的コントロールの下に置く。

→ 軍隊の暴走を防止し、国民の権利・自由を保護する。

① 立法府による統制

戦争宣言権限、軍編制権限、予算権限

② 行政府による統制

「内閣総理大臣その他の国务大臣は文民でなければならない」(§ 66②)

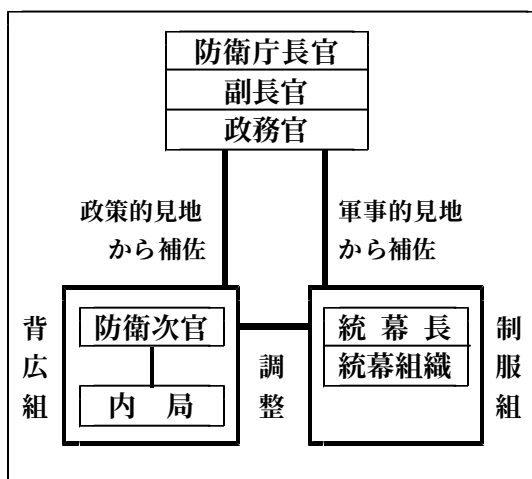
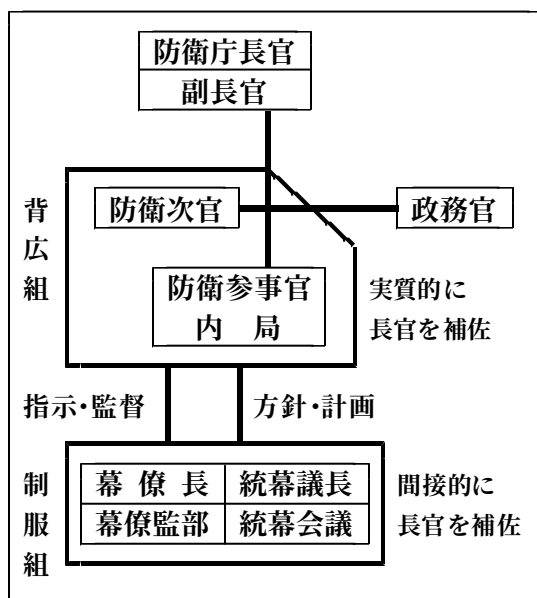
自衛隊最高指揮官は、内閣総理大臣。

~~＊統帥権の独立~~ 陸海軍大臣現役武官制

★ 防衛庁内での文民統制(2004.07.02『朝日新聞』)

<現行制度>

<海上幕僚長提案>



■ 憲法改正の手順

<憲法 § 96>

